

特69-560



\*1200800273774\*

特69

560

東京 山中氏出版

虎列刺豫防諭解

豫省 衛生局 社寺局 編輯



始



560

緒言

昨年虎列刺病ノ流行セル患者拾六萬餘人ニ上リ其内十  
 萬餘人ハ遂ニ之レガ犠牲トナレリ人世ノ毒害ヲ逞ウス  
 ルモノ虎列刺ヨリ甚シキハナシ是時ニ當テヤ政府豫防  
 ノ規則ヲ發シ各地方ノ官吏ハ百方此ニ盡カシタリト雖  
 氏憾ムラクハ細民其旨ヲ解セズレテ病毒ノ畏ルベキヲ  
 知ラズ或ハ隱蔽忌避シ或ハ頑囂不逞ニノ誠實ニ之ヲ遵  
 奉スルモノ少ナキヲ以テ十分ニ豫防ノ成効ヲ見ルヲ能  
 ハザリキ蓋シ斯民ヲ開諭啟導シテ先ツ其蒙ヲ發クニ非  
 ザレハ如何ナル良善ノ法律規則アリト雖モ決シテ其美  
 果ヲ結ブヲ能ハズ然レテ朝トナク夜トナク致々諄々戸

内務省

東京山崎屋

虎列刺病

虎列刺病

虎列刺豫防論解 緒言

ニ説キ家ニ諭シ遂ニ能ク其良心ヲ挑發シ頑ヲ解キ愚ヲ  
啟キ以テ斯民ヲ至慘ノ毒害ニ脱セシムルモノハ特ニ教  
導職ノ説諭ニ頼ラスンバアラズ我内務卿大ニ此ニ見ル  
アリ乃チ此論解一篇ヲ草セシメ以テ其説教ニ資セント  
ス幸ニ教導職タル人能ク此誠意ヲ體シ其力ニ因リテ人  
民ヲシテ普ク傳染病ノ畏ルヘキヲ知リ各自豫防ノ方法  
ヲ實踐シ兼テ養生自衛ノ道ヲ會得セシムルニ至ルヲ得  
ハ日本全國ノ健康即チ富彊ヲ他日ニ企望スルヲ得ベシ  
而シテ其要只人民各自ニ己ガ一身ノ健康ヲ保護スルノ  
良心ヲ發スルノ一點ニアルノミ

明治十三年四月

内務省

虎列刺豫防の論解

第一章

虎列刺其他傳染諸病の豫防及び制伏の事  
凡て人の世の中に在るものは形ある敵と形なき敵  
とありて断え以て人の生活を妨げ身の健康を害し  
甚しきは貴と命を奪ひ去りて之を絶さんとき  
るに至る戦争洪水飢饉大風火災地震等も多しハ  
形あるり此にて人々も普に知りたるいと恐る  
るべき大敵ありさきと此形ある敵の外更に形なき

虎列刺豫防論解

敵有りて形あるものより一層劇しき害をなし  
且其敵の所爲曾て人の耳目に掛らば正しく害を  
あしたる後又至りて始めて其畏るべきを知る心  
の有り此敵ハ是き何物あるや即ち虎列刺其他の  
傳染病あり其攻め来る鋒刀ハ極めて神變不測又  
して如何ある所ニ潛み隱き如何ある所より撃ち  
出るの容易之を知り難く吾人と心の目又觸き  
ざる申急之を形なき敵と云ふあり其人間ニ害毒  
をあたふこと形ある敵より亦復うにゆきりて畏る  
べき大敵あり

さて斯く畏るべき病敵も決して偶然又攻め来り  
て其害毒をあたふものあらば来るより必は来るた  
けの自然の道理の何ることを戦争飢饉洪水等其  
天然の理ニ因て出来たる異あり凡て此等の  
災害ハ皆それらの道理有りて起るものこそ決  
して神佛の冥罰又非也又悪魔の所為又も非也  
若し神佛の怒あらば善を祐くる神佛が慈悲善根  
の人すても悪人共ニあはぐて生命を絶つる理  
なき得るの理あふ多し

見川河象方論序

了き世間とゆゆる事物人の目と觸き取と觸  
き心と感をもるものとして一も天然の理と合りざ  
るもあく一事一物各箇と皆其道理を具する中に  
人力を將て之を取除き或も變更するもあらざる  
者地震暴風淫雨の如きは如何にも是る能りばさ  
まど戦争飢饉火災傳染病の如きは於ては各自適  
當の豫防をあり其方法を施さば此災害を免る  
ありを得べし抑此等の災害も固より天然の道理  
を踐きて来るものあれば吾人が之を防ぎ制する  
に亦天然の道理と原き力を盡すべからば

そをかきだして徒らに神佛をたて祈請はあり  
決して免るべきものにはあらば  
さて災害を免るるに神佛の助力を仰ぐも勿論上  
まこととあれど己ん力を盡して其災害の由て来る  
道理と對して充分に打ち消す方法をあきらめ  
神佛とてを加護する能らば例へば朝夕神佛と衆  
詣し丹精凝めて信仰をし福德利益を祈るとも農  
民にして耕作をかり商人にして算勘を怠ると  
まも神佛心之と福利を與ふる能らば依然として  
貧賤の人あるべし是も其福利を獲らるべき道理

を踐すは一向之を神佛に祈るが故あり病人も亦その如く其快復を神佛に祈り醫藥の療養怠るとききを神佛も亦此病を到底治らると能くは病も皆一病毎に病とあるべき天然の道理即ち原因ありて發せらるりのあれば其原因に對したる一定の常則即ち療養を施すはして神佛を仰ぐも愚と謂ふべきあり

是故に人々よて其災害を免さんと思ひ先づ其災害を免るべき道理を踐きて自身も為すべき事を能く力め然る上にて神佛に加護を願ふが當

然ち凡て信心を有は事ハ實に殊勝ある事ありども其信心を有は前より充分一身の手を盡すね信心も利益あるとありされば今世間の一大敵にして暴惡非道の災害を有は彼の虎列刺病を豫防なり又之を制伏せらるに當り神佛の加護を仰ぐも人々に盡力用心を有は事と亦右に陳るが如く天然の常理に従はざるべからば一家の福利を求むるに先づ十分に其業を力めて神佛に祈請をせられ眼前に其功驗を見ら如く先づ第一に各自に其本分を盡しを以て虎列刺病の大敵を防ぐとを力む

べし

此虎列刺病の大敵ハ現在昨年無慙にも我々兄弟  
 たる十萬餘人を無罪に殺せる怨敵あるは本年よ  
 りて各自に力を盡して其兇惡を免さんとを欲す  
 るも固より同情一意にして論を俟たざることあ  
 りしあむよ、如何ある事に力を盡し如何ある方法を施  
 しあむよ、天然の道理よ叶ひて之を豫防あり之  
 を制伏せよ、この成るべきや此等の方を十分に  
 工夫研究ありことハ今日吾人の最大切ある義務  
 と謂ふべし

夫の農民が米を作るに先づ苗代の仕立より莠草  
 の耘除培養の時期かど十分に其處理を會得せざ  
 ると秋の豊穰を獲ると能はば虎列刺病の豫防も  
 亦その如く先づ十分に豫防せよ方法を會得あさ  
 ざれば決して其益あることあり又其害を免るも  
 能はば然るを一般の人民ハ此兇暴ある虎列刺病  
 を防くの手段に尤も疎く且つて極めて拙くして  
 此大敵を防ぐに如何なる方法のありやらん解  
 さばるもの多けきも今其手段方法を委しく  
 次に辨説を乞ふ人ハ能く此解説を會得せむ政府

より虎列刺を防ぐべき良法を施行せらるるとき  
 能く其主意も分り其規則を循ひ守りて諸俱に力  
 を盡し用心を信意も確と定まるべし政府の法  
 如何かどに深き仁恵のありとて人民共其  
 法を助けて之を行なねば仁政も亦用をあらん猶  
 耕耨と培養とに曾て力を用ひてして豊穰の收納  
 を神佛に禱ると同じことあるべし  
 さて其手段も第一に虎列刺を豫防するに病  
 の此町此村に入込ぬ様豫め用心を各人の仕方あり  
 第二に既に此町内此村内に入りたる後に施行行

ふ仕方にて虎列刺を制伏せる法あり病の來り  
 ぬ其前より豫防をあらぬ入込ぬ後には制伏せる  
 よりも勝る事と誰々も渾て同意の善あるを成  
 丈け虎列刺の町村に入り込ぬ様注意して防禦  
 をあらねば肝要あり家に入り込ぬ盗賊を捕ふ  
 る先づ盗賊の入りぬ様戸締めるに如うすとハ  
 古昔よりの金言あり其病の原因とをさるる事  
 第二章  
 虎列刺其他の傳染病を豫防する各人の心得

の事

傳染病の町村内に入り込むと必ず安全に其生計を営まんと思ひ先づ其傳染病の原因を制伏して之を除く。凡て傳染病の原因とあるべきもの四項あり其名目を左の如し。

- (甲) 空氣
  - (乙) 飲水
  - (丙) 飲食物
  - (丁) 他人との交通
- 以上各人の用心を盡きしむる皆右の四項の外に

洩き其用心能く行届きて四項共に宜しきに適ふとまきて平常無事安全に虎列刺流行の時と雖も必ず其災害を免るべし今此四項を説き明かに問を設けて答をなさん

甲 空氣

問 吾人の呼吸する空氣を清潔あらしむるに如何ある方法を用ふべきや

答 空氣を清潔よむるの方法は左の箇條に注意を

第一 吾人の住居する地所を乾燥し且清潔

ありを良しと若し其屋敷地面卑くして濕氣多  
 く或ハ掃除を怠りて汚芥積滯るときは家中の  
 空氣も自然に不潔となり晝夜此惡氣の中に視  
 息を遂に病を生ぜり至るべし  
 第三住居の床を成るべく高くして其下二十分  
 風を通じべし地上へ直に床を設くべからん濕  
 氣はる土地よて殊に危し  
 第三大小便所と最用心して清潔に掃除し度々  
 兩便を取除くべし久しく兩便を貯ふるときは  
 腐臭出ると一種の惡氣を醸し之が為めは家中

の空氣不潔とあるべし虎列刺病熱病等流行を  
 るときは特に用心して掃除を怠るべし  
 第四下水溝渠を成るたけ住居より遠く離る  
 を宜しと其の中に溜りたる汚水を日を経るこ  
 後にて次第に腐臭出し亦一種の惡氣を醸して  
 家中の空氣を汚ると兩便所も異あり故に下  
 水を通じよ軒下より二間餘を隔て設け時  
 々之を洗ひ流し決して汚芥の溜らざる様に心  
 掛くべし但此汚水を酌み取りて兩便と共に培  
 料に用ふべし總して五穀野菜草木の培料に供

せるものにて人身にと害ありと心得べし  
 (第五) 庖厨の残棄物即ち野菜の切屑煮滓灰等ハ  
 住居の接近に積置きて腐敗を起さるべし  
 成るべく度々之を離れたる大芥溜又ハ培料の  
 貯場へ送るべし若し止むを得ざれば家の近  
 傍に積置くとまき臭氣を放つて家中へ入ら  
 ざる様注意せよ

(第六) 住居の近傍末下等にも常に汚水兩便等の  
 地中へ滲透せしめ様用心せよ故に便所を作る  
 ときは正ハ陶器を用ふるを良し且桶樽を永く

保ち難く程徑どしを朽ち腐り汚水漏れ自づと  
 朝夕起臥せる家の下に滲透りて其空氣を汚  
 せるものあり

(第七) 腐りて悪き臭のある魚類野菜類を家内に  
 蓄ふべからず又培料を貯ふる小屋も成丈住居  
 より遠く引離せよ  
 右の如く逐一に列記せるときハ只空氣を清潔  
 にせる一事のみにてしる亦其關係の少からざ  
 るを知るべし然きども人々触々空氣の不潔を  
 するも百病の本なりと謂ふことを合點して常に用

心の念を生むるときは右の箇條を容易に為し  
 得べき事項にして格別骨を折るゝも及ば  
 又多く金錢を費やせよ非詰る所も只人々  
 の用心のあるのみ今再び前記述べたる事項を  
 約めて簡短に繰返し各人に合點し易うしむ  
 ると左の如し  
 (第一)家を建てるよも乾きたる清潔の土地を撰  
 むべし  
 (第二)床も高く張りて其下に風を通せし  
 (第三)便所ハ度々掃除して久しく蓄ふべし  
 (第四)下水ハ遠く住居を離して其溜水を浚通  
 せし  
 (第五)庖厨の殘棄物を住居の近傍に置くべし  
 (第六)兩便其他の汚水を地下に滲み込ませ家  
 の下に潜らぬ様にとせし  
 (第七)腐りたる魚類野菜も家の内は置くべし  
 らば肥料小屋を遠く離して建つべし  
 乙 飲水

(第四)下水ハ遠く住居を離して其溜水を浚通  
 せし  
 (第五)庖厨の殘棄物を住居の近傍に置くべし  
 (第六)兩便其他の汚水を地下に滲み込ませ家  
 の下に潜らぬ様にとせし  
 (第七)腐りたる魚類野菜も家の内は置くべし  
 らば肥料小屋を遠く離して建つべし  
 乙 飲水

間平生用ふる所の飲水を清潔にせざるも如何ある  
方法を用ふべきや又水を飲むときハ如何ある心  
得方をあはべべきや

飲水のことにも亦少しく氣を留めて用心をこれに  
吾人の為ニ大なる福益とあること那うなきは  
も良うかぬ飲水ハ極めて危きものより極悪  
性疾も一杯の水より起るものあはれ其害ハ  
不潔の空氣も劣らぬもの心得べし  
飲水を清潔にせる方法も亦前ニ述べたる空氣  
を清潔にせる方法と大抵異なるを尤取分

けて左の條件に注意せんとし

第一市中或は村内を通る河水或は渠水も一  
度沙漚にさらり又煮沸せたる後ニ非ざる  
之を飲むべからず但河水よては山谷の間より  
密閉たる管又樋を通りて引かれるもの其  
色透明良うらぬ臭味なきも乃あまは之を飲料  
とあして宜しとせども河水の町村を通る  
もの衣類の洗濯兩便の滲込其他種々の原因  
よ由りて傳染病の毒種を混合せりある故  
よよく心附け其毒の原因あるものハ縦令

外見を清浄ふるんものよてん容易に飲まざる様  
用心をべし

第三河水を用ひびいて井水を用ふる場所を其  
井の位置に注意し便所を離るる遠近及び便器  
の製造堅固よして其中の汚汁を漏らば憂あま  
や否を吟味せし土中に滲込きたる兩便の汚  
汁を土層を潜りて井水に混入ること案外に容  
易あるものあり總じて土中よ滲込きたるもの  
を其儘に消失せざるもの如く思ひて其行先を  
穿鑿せざるを世人の常あるもの土層を宛る篩

の如くして常に其吸収きたるものを濃過せし  
少しし障りあまるの故に井の近傍に汚汁あま  
を忽ち井中に混入るるなり畏るべく慎むべし  
第三井を近傍の溝下水より其汚水を滲透せし  
る様平常に注意せし故に下水を通じに成  
る丈け井より遠くせし又成るべく魚類等を  
井戸端にて調理へぬ様をるが宜し是ハ魚の洗  
汁野菜の切屑あど腐を出して自然に其土中に  
滲入み井水を汚せざる故ありさるるハ井を油断  
く心附けて之を監護ふと寶物重器を秘藏ふる

如くはぐし等閑にせしむるときは些の罅隙より  
悪物竄入して人の生命を奪取するに至るもの多  
す

第四井々時々之を汲み干して十分に浚ひ浄め  
井闌の木材朽腐るときは速に修繕を加うべし  
資財ある人を煉瓦或ハセメントを用ひて井闌  
を築くを良とて一時々高價の如くあきども長  
き月日を経るを却て大に經濟にあらざるなり

第五水々岩石多き山より湧き出るものを尤清  
潔なりとて故に斯る水を密閉たる管或ハ樋を

引きて町村に導くとを得まを第一の良法あり  
さきとて蓋のなき堀切渠又を樋よを引くを宜  
しめらば又井水を用ふるを先づ其水  
の性質を吟味せしめ泉き地所及び人口稠密な  
る場所よりを尚更の事あり丘阜及び高燥の地  
ハ其地内の便所下水を遠く離せたる井戸ある  
ハ其水心亦善良あるを常とて若し其土地の人  
よて飲水の善悪に疑念あるときは府縣の衛生  
課に申立て之の吟味を受くべし  
第六水の黄色あるもの灰白色あるものハ飲む

良うとぬ臭氣或を鹹味を帯びたる水ハ飲むべ

水中に小き蟲或ハ有機物より生じたる黄色の

第七虎列刺室扶私痢病等の患者の吐下物を芥

溜便所殊に井戸に捨つべふと直ぐに土層を

第八豚牛馬等家畜の小屋を井の近傍に設くべ

丙 飲食物

問 飲食物の注意ハ如何して其宜しきを得べきや

我邦の人ハ日常飲食する物料の性質を吟味せ

ざるもの多し是を宜しきものとする風習にて尙且

に毛自己の命を重んじ傳染病流行等の時あて

よ方りて其害を避けんと思ひ飲食物の善惡

ハ必だ審々に吟味せざるべからば人體の臟腑

と血液とを悪き食物に遇へば至極もろきもの

よしを如何なる倔強の勇士なりとも一口の飲

食より病を起し死を来たす程の害を受くるも

のあり就中日を経て腐りたる魚經日の鰓蟹牡蠣貝類などハ最も危し殊更炎暑の時候暖氣の土地等にて右の如き貝類鰓類の新鮮なりざるもの食して即日又大病を發せると屢多し此他通常の魚類にて心日を経たるものハ霍亂を起せとあり慎み警めざるべからば余左に飲食に付き用心の要領を列記せんし  
 第一灰魚の悪き臭ある腐りたるものハ食ふべからざらん  
 第二病魚にて其肉軟し弾力なきものハ食ふべからざらん

第三藏鮪の魚ハ成るべく食とぬを良とす  
 第四第三干魚の悪き臭あるもの黴を生じたるもの腐りたるもの蟲を生じたるものを食ふべからざらん  
 第五第三鹽魚の軟にして豆腐に觸るゝが如きもの悪き臭又一種鼻を撲つ臭氣あるものを食ふべからざらん  
 第六第四牛肉其他の獸肉類ハ其獸の無病にて其肉の新鮮しきものより何れも食ふべからざらん

し其肉腐りたるう又々病とたる肉あまを吐下  
 或ハ熱病を起すことある故甚だ危うきものな  
 り凡て肉類の悪臭を放ち紫黒色或は蒼白色を  
 現すはるのを食料に適せざるものと知るべし  
 第五熟せざる果實又腐りたる果實を  
 食ふべからざらん  
 第六黴を生じ或ハ腐りたる蔬菜を食ふべから  
 ざらん  
 第七黴を生じ又ハ鍋うりたる米飯を食ふべ  
 からざらん

第八腐りたる酒酢醬油等及び酒類の質造物を  
 用ふべからざらん  
 第九總として日常の飲食物を十分心附け力め  
 て清潔より時々黴を生ぜざるや悪臭を放たざ  
 るや腐りたるやらざるを注意をべし  
 第十夏秋炎暑の時候に在てを多分生物を喫  
 ふべからざらん下痢の常習ある人を尤用心をべし  
 總て虎列刺病流行のときを假令新鮮美良の食  
 物たりとも十分飽食をべからざらん始終節度  
 をとらし大酒をことよるべからざらん

丁 他人との交通

問 人々各自の交通ハ如何なる注意を要するや  
 第二凡て劇場料理店寺院旅店其他職工場製作  
 場鑛業場等にて衆多の人の羣聚せる場所ハ各  
 人成るべくハ暫時其場を出て新鮮なる空氣を  
 適宜に吸入様とせしむべし呼出したる空氣を  
 直に復た吸入むことを極めて大害あり且ハ  
 皮膚より蒸發せる氣を吸入む亦害ある故に  
 欠しく一處に集り居るハ宜しうと殊に右等  
 の場所にては飲食を節とし且つ成るべく飲酒

等を戒むべし

第三人力車夫の疾走度外に欠しきに過ぐるこ  
 宜しうと人身の心臓肺臓ハ其結構決して此  
 様ある劇しき労働に堪ふべきものに非ざ一日  
 二十里以上の路を疾走るときは害ありと知る  
 第三婦人小童と職工場製作場等にて餘り度  
 過ぎたる勞役をあたふるを宜しと且つ此等  
 の場にては新鮮しき空氣善良なる飲水及び相  
 當なる滋養品を受用せしむべし

（第四）埋葬場火葬場ハ成る丈け人家を離るゝ所に在る様よをぐし

（第五）市街道路の掃除に注意して断え以清潔よあはべし

以上（甲）（乙）（丙）（丁）の四項を分ち各人よて虎列刺及び其他の傳染病を豫防する為めよ平常注意よぐま要件を略説せり

今其等の悪病既よ町村よ侵入りたる後よ於て之を制伏よべき方法を次よ説き明さん

第三章

虎列刺其他の傳染諸病を制伏する人民各自の心得の事

虎列刺その他の傳染病其町村よ入り込むとき其町村の衛生委員よて郡區長戸長よ力を協せ豫防消毒の事を世話あるべし一般の人々よて其世話あるべき廉々の衆要を知り且各自の心得方をも豫て定め置うべきを萬一の時よ及びて自と事情の隔を生じ或る其世話を疑ひて不都合の事多らるる事

虎列刺流行の時節は若し吐瀉ありて虎列刺  
 よすにらりしき病よりして直に衛生委員  
 に届出で醫師よりみて療治をせし隠蔽してそ  
 きしくの手当をもあきらみゆゑ手後をありて  
 一人の命を失ふのみならず一町一村にわたりて  
 て數千人の難儀ともなるありしが隠蔽なく速  
 うに其筋へ届出づることを豫防第一の肝要として若  
 し一人の隠蔽あまも町村内百般の骨折を皆水泡  
 とあるものあり昨年をども皆隠蔽より俄に傳  
 染して一郡一國に蔓延し救ふべからざる勢よか

ある例多し能く心得べきことあり  
 さて其隠蔽をせざる所以を原るに多く各自の誤解  
 に出るも此より就中避病院に入るを畏るるよ  
 よきり因て今避病院の取扱と其道理とを委敷説  
 きて入々の惑を散らす  
 虎列刺の病毒を其吐瀉物の中より取りて速に傳染  
 するものゆゑ一人の病者ありて其同室に家族を  
 ど起臥をせざる間一室内に病者ありて病に染  
 血統を絶えに至るべしを病者ハ必だ病間を定  
 め看病人を取極め用ふべき家族も其病間を定

立入らざる様よあし又其吐瀉物よを充分消毒  
して手落おき様よとるが一家の豫防よて此二項  
の目的を盡しお外に豫防ハあまきとかりさきと  
も其家貧窮よて看病をばき人ルかくも看病を  
はとまき其日の稼よ差支へ或を老人小供せりり  
りて手當ル届らば又ハ人数多くして間敷少あき  
者杯ハ所詮前の二項を充分仕遂むると能ハば  
此等の人心の心よもあてまき善き看病人のありたら  
が介抱ル届きつらん好き病室のありたらバ家族  
よも遷るまどと思ふぬ者ハあうるべし又旅籠屋

に泊り學校製作場杯に寄宿して身寄朋友等の引  
取人あき者も其家の迷惑とあり業體よも差響ま  
本人の身よありて如何計歟居りづらく思ふべ  
く又も旅人の途中よて發病したる其時を世話を  
する人ルあひる座しかりる者の爲よ避病院を取建  
て其難儀を救ひ親切よ世話せよとて設けらまた  
る規則もあど此等の人を願ひても入院をあらはべ  
き善ありさるを免角よ忌み嫌ひ取留らざる妄説  
に惑ふと謂まあきことよて其身ハ勿論家族まで  
誘ふて殺に者と謂ふべしハ院よをが療治も出来

又消毒も行届き家族も遷る虞もかく殊更店商家  
 に来てを商賣も出来がたけまども入院したる其後  
 衛生委員の指圖を受け其家も消毒する時を其  
 商賣も許さるべし故に避病院に入ることを其身  
 の為め又家族の為め又經濟の爲と知るを  
 諸避病院の取扱ハ如何あることをあはれ全くこ  
 そを知らばして只管浮説を信用あり入院を嫌ふ  
 者多し依りて今其取扱方の大略を左に示すべし  
 一避病院にてハ病者一人毎に清淨の寐床蚊帳等  
 あり病室ハ通例四疊敷に壹人の規則にて病者

- 多き時にて一人二疊敷より減じざるをよし
- 一醫師を院中へ詰り切り時々見廻りて懇切に療治せらるべし
- 一看病人を晝夜付き居りて親切に介抱あし吐瀉物を一人毎に備へたる器を取りて其都度消毒を行ふあり
- 一輕症の病者と重症の病者とを病室を區別し快方と赴くときりて復に別室に移さるあり
- 一家族にて看病をあつんとを望む時を必は速に許容さるべし尤常ニ院中へ寄宿あはれとも妄に

出入り多しを許さざるべし

一 近親にて見舞の為め對面を望む時を許さざるべし

一 尤出院の節ハ消毒を行はざるべし

一 病者全快をせざる消毒を行ひ出院を許さざるべし

一 病者輕症より重症に變じざる時や家族に通知あるべし

一 病者死亡せる時

別設けたる清淨の室に移し入を速し其由の通知あるべし且つ家族を喚

寄せて其死體を示さるべし尤運參せる時ハ消

毒等の後るるを以て先づ其死體を取片付らる

べし

一 死體ハ丁寧に取り扱われ充分消毒して入棺せし

め夫より埋火葬場へ送らるべし

右の如く避病院の取扱を決して粗略あらざるべし

のありきも自宅にて療養の届うぬ者を速に其

病人を避病院へ送るを良とせ然るときは病人の

療治看病が十分に行届き且つ他人に傳染せざる

二つの益あり昨年の流行も一家一人の病者

ありて次第々々に傳染し遂に一家残らば死絶え

或ハ一人の小兒を存し或ハ一人の老人を殘せ

實に憐らしむる状況にて言ふに恐るるの少からず  
 一家の主人たるものハ家内の此病  
 傳染せざる様注意せざるハ固より其職分義務  
 にして若し其主人にて病人を引分ることあり又  
 其吐瀉物の消毒に注意せざるは其家  
 内を安全に保護し得ざるの事あらば一町一村之  
 甚が為めに無量の災難を受くる事あるを  
 各人能く心を平にして右の道理を會得されば避  
 病院に對して不平を訴へ又ハ粗暴ある舉動を  
 せざるにせざる事ハ何人にとル能く合點し得らる

避病院ハ右の有様を決定して恐るべきもの  
 らず自宅療養の届く処とあるものハ願て  
 院療治をべきものありて譯なく忌憚りて病  
 のおありたるを隠蔽し吾人の難儀を見るハ不  
 了簡の限りと謂ふべし  
 又虎列刺流行の時も政府ハ勿論町村の衛生委員  
 にて如何程に豫防消毒の世話あるとも其地  
 居の人々にて病敵を退治する念慮少きを  
 其効あるものあり故に人々皆其心得ありて



べららた

都て日常の食物も其料理に念入ま疑ハキ食  
物も務めて喰ハゴる様よらぐし

第三各人飲水も注意せし若し少くも水濁  
る或は臭氣あるや或ハ味の良からぬときハ決

して其水を飲むべし虎列刺町村内より  
之むとまき必せ一旦其水を沙漣より煮沸して

後飲むべし町村の人家ある場所を通りて  
水ハ容易に飲むべし又浅き井戸の水を飲

むべし近邊に便所或も下水あるときも多  
く汚汁滲透して其井戸ハ不潔とあるもの

あり若し町村内一般の飲水に付き不安心の事  
あらば衛生委員に依頼して其世話を請ふべし

第四各人注意して其便所より汚汁の漏らぬ様  
よ心付け屢々之を掛取りて十分其跡を掃除

第五下水溜を屢々掛取りて田畠に送るべし

第六各人止むを得ざる事にあらざれば無益に  
虎列刺病者に直接き及び病者ある家立入る

べららた且つ成るべく安んず他家の便所より上ら

ふる様注意するを良と云

第七 各人常ニ「ラネル」或は紋派織の腹帯を巻  
き幅巾夜中も成るべく之を解くべからば炎暑  
の時裸體又ハ雨戸を開け放ちて眠るべから  
ば晝夜温度の平均に感ぜるときは劇しき腸  
如答兒を起すことあり慎むべし  
第八 下痢の兆ありときま決して生物又も消化  
弱しき物を食ふべからば粥或も葛湯等を用ふ  
るを良と云若し下痢を發するときは警察分署  
或ハ町村役場等に備へる薬を用ひ直に醫師

を頼むべし

第九 右の如く注意用心するの後虎列刺病尚ホ  
其家ニ侵入し入りたるときは取敢つて其筋へ届  
け出で先づ健康ある人を引分け看病人の外も  
病人は近づかしむべからば其吐下したるもの  
又も之は汚穢なるものハ決して之を便所往  
来下水芥溜田圃溝川等に棄つべからば一多  
之を茅閑よどるるときは一人の不注意より數千  
萬人を殺すに至るものにて豫防中の第一は肝  
要と云る所あり現ニ昨年の虎列刺病者の汗穢

物を川上へ投棄て又も洗濯したる為の直に其  
川下へ住居せる村々へ傳布り或も病毒に觸れ  
るる衣服敷物等を消毒せしめて再び用か又も  
遺物として貰受け之が為め一感染して死せる  
者其例少らば總べて虎列刺病の大流行とな  
るる大抵此等の事より起るものにて虎列刺毒  
を之を汗物に混じりて直に殖延して一滴の吐  
瀉物も瞬間に幾千萬とあり八方に蔓延ること  
實に畏るべきものありさしむと吐瀉物の取扱も  
豫め相當の器を用意し之に消毒薬二三合を入

を置き病者の吐瀉する度之を受け屋外へ持出  
し桶或も壺等に移し其器も都度々々稀薄石炭  
酸水にて洗ひ又前の如く消毒薬を入て用ひ供  
ふべしして桶或も壺を移したるものハ充分に  
消毒薬を注ぎ蓋をあけて溜め置き一定の場所  
に運び焼棄つべし焼棄の法も其場所の相當の  
穴を掘り其中に灰或も石灰を撒き乾きある藁  
枯草落葉鉋屑鋸屑等も石炭油を灌ぎて穴の底  
に入を其上に汚穢物を投込み再び藁枯草等を  
覆ひ火を點して焼棄つべし火勢減をきむ更

油を注ぎて掻き混ぜて全く焼盡して灰燼とある様  
にらぐし又病人の通ひある便所消毒薬を注  
ぎ斟取りて前の如く焼棄て其跡をよく掃  
除し其他病者の吐瀉物を投入するに便所  
とも同じく防臭薬を灌ぐべし木綿切衣服夜具  
等總て病人に觸きて汚きたるものも決して健  
康なる人にも觸まざるに充分消毒法を行ひ襦  
袢手拭等價の貴うらざるものも又も口を拭ひる  
る紙屑涎の染たるもの枕紙などまでも取落かく  
都て焼棄るを良とせ僅の品を惜みて焼棄ては

之が為め其毒に感し發病して死したる者往々  
あり慎むべき事あり若し焼く能はざるものハ  
消毒水中に入き煮沸するに一時間としその後水  
石鹼にて丁寧洗濯し清水を灌ぎて乾らばべ  
し若し其家消毒薬あまとなし直に近邊の警  
察分署又ハ町村役場へ持ちて消毒薬を乞ひ其  
用を備ふべし總て右の消毒法を病家にてお理  
會せざる人あり免角行届らぬもの申を衛生  
委員又ハ醫師の指圖に従ひて丁寧注意をべ  
し消毒薬并吐瀉物の取捨等も委員にて夫々

の取計りる苦かり

(第十)若し病者療養届う迄して死にたる時  
早速衛生委員に告知らせ其死屍も消毒法を行  
ひ速うに入棺せざるをよしとて又死屍も成る丈  
火葬にせざるが良し其故を埋葬して如何程  
消毒せざるも其屍の腐るに随ひ自づと地中  
に透し或は川水井戸等に流ま込みて再び害  
を萌せべし火葬を其毒を焼拂ひ全く清浄とあ  
るものあり但し従来の慣習にて之を好まぬ者  
も多うりしより一時は火葬禁止の令を出でた

としが元來清浄よりして事と害あり且も葬地  
便利なるより終に其禁を解うまゝあまむ殊  
に傳染病にて死する遺骸の如き人の為  
も我為よら火葬こそよとあはれはしめさる  
くとも汚きたる身體を浄め茶毘の烟とあはれ  
を往古の天皇后妃を始め皆行いせ給へる法  
にて決して賤むべきものならぬ高間の原も連  
臺も皆清浄と聞くのらと悪しき病の屍を持た  
を神も佛も嫌ひ給へん殊更埋葬を望む時を勝  
手の所へ葬り難く又改葬せざるも決して成ら

づる規則なきと焼きたる後の遺骨なきを先祖の墓地に持来り夫婦同穴に葬むるも都て望の儘あるべし

此虎列刺病を剽しき症に至りてハ如何なる名醫よて容易に治し得べきものに非た大抵世界の例證を擧ぐまむ百人虎列刺に罹るときは五十人も必に治せざる程の悪病なり其上に此病に人々傳染せる一種の毒ありて人より人へ傳ふるものなきが人々十分力なを極めて病人と健康なる人とを引分け其傳染を防ぐと盡

カセざるべし今一人の病者あらんに家内残らば其枕頭を取巻き病人に取付き其吐瀉物の消毒法焼棄等の事を等閑にせるときは忍び一家に感染して先祖の血統を絶えこと昨年の例に照らして明あり

以上虎列刺病につき豫防制伏の解説を全國町村の人々よてよく會得信用し之を實地に施しあむ此兇毒ある悪病を必に剽制する目的を達し昨年の慘らしき状況を再び今年に見るやどの憂あきと復た疑ひあらざるべしと各人のがむ

虎列刺豫防の諭解終  
能ハ  
府の力よ心又神佛の力よ心決して保護をること  
と我身を棄て自ら注意をるるをけきむ縦令政  
の身を安全と保つべき實益をるものにて各人己  
べき前の件々も皆其本分の義務として即ち自己  
各人能く正直に此諭解の箇條に注意して之を守  
一人々々の無事安全を祈るべし一人安全あま  
か家内町内村内も安全にして天下も太平あり  
と知るべし

明治十三年六月十一日翻刻御届

内務省社寺局御藏版

定價三錢

東京府平民

翻刻人 山中市兵衛

芝區三島町十番地

終

